鳥取大学乾燥地研究センター

外国人研究員（客員教授または客員准教授）の任用候補者募集について

２０２７年7月１日、２０２７年８月１日、または２０２７年９月１日採用予定の外国人研究員（客員教授または客員准教授）の募集を行います。応募のためには、乾燥地研究センター内での対応教員が必要です。応募者は乾燥地研究センターのどの教員ともコンタクト可能です。対応教員（表１）が受け入れを承認後、応募に必要な全ての書類は受入教員を通じて提出して下さい。締切を厳守いただきますようお願いいたします。

記

１．募 集 人 員　１名（客員教授または客員准教授）
２．応 募 締 切　２０２７年1月５日（火）１７時００分
３．任用予定期間　２０２７年７月１日、
　　２０２７年８月１日、
　　または２０２７年９月１日から１年間

４．応 募 資 格 等
（１）博士の学位を有する者
（２）砂漠化や干ばつ等の諸問題の解決及び乾燥地における持続可能な開発に資する研究において、優れた業績を有する者
（３）本センターの関連分野の対応教員と共同して研究に取り組める者
（４）採用決定後、必ず赴任できる者（所属長の承諾が得られる者）

５．提 出 書 類
（１）履歴書（別添の書式に従って作成してください）
これは選考委員会で重要な書類となります。兵役･空白等の期間についても、必ず記入して下さい。なお、記入なき場合は、給与決定において不利になる場合があります。
（２）学位記の(写)又は卒業証明書･修了証明書を必ず添付して下さい。
（３）国際誌に掲載された論文の別刷り添付
Web of Science データベースに収録されたインパクトファクター(JCR)付き学術雑誌に掲載された論文（ドキュメントタイプが ARTICLE または REVIEW に限る）のうち代表的な 10 編（pdf ファイルでも可）を添付してください。
（４）対応教員が作成した推薦書
研究歴・職歴等の詳細を対応教員へ提出下さい。
（５）候補者の所属長、直属の上司等が作成した推薦書
（６）乾燥地研究センターでの研究に対する抱負

以上

表１

対応教員一覧表

氏　　名	専　門　分　野
黒崎　泰典	ダスト気候学
木村　玲二	気象学
谷口　武士	微生物生態学
寺本　宗正	陸域炭素循環学
藤巻　晴行	灌漑排水学
岸井　正浩	植物遺伝種間育種学
安　　萍	植物生理生態学
石井　孝佳	植物細胞遺伝学
坪　　充	気候リスク管理学
井芹　慶彦	水文学

外国人研究員受入プログラム

乾燥地研究センター(ALRC)では、外国人研究員（客員教授／准教授職）受入プログラムを有する。センターの研究課題に関心がある関連分野の研究者は、次に記す条件に従い申請可能である。

（1）条　件

外国人研究員は顕著な研究業績を上げた者で、基本的に常勤とし、乾燥地研究全般において鳥取大学乾燥地研究センターのスタッフと共同して研究を行える者とする。

（2）身　分

外国人研究員は招へい期間中、日本人教員と同等の立場とする。また経歴に応じ、鳥取大学の客員教授／准教授とする。

（3）職　責

外国人研究員の職務は、乾燥地研究センターまたは鳥取大学の他の部局の活動情況に応じ、大学スタッフと共同研究をすることとする。

（4）雇用契約期間

外国人研究員の雇用契約期間は１年とする。

（5）給　与

俸給月額は表２に示すとおりである。給与は申請者の履歴書（学歴及び職歴を含む）を基に、一定の基準に従い決定される。この給与は、人事の給与調整規則に従い修正される項目となる。

また、日本人教員の例に準じて通勤手当を支給する。給与は毎月定められた日（通常１７日）に支給することとする。

表２

号俸	
1	370,000
2	420,000
3	467,000
4	519,000
5	560,000
6	607,000
7	644,000

（2026 年 10 月現在）

加えて以下の条件に該当する場合、日本国内での所得税が免除される。

１．租税条約（国家間レベルで締結される租税に関する条約）の締結国である。

２．「外国人研究員」の身分がこれに該当する。

なお詳細については、自国の税務当局へ問い合わせのこと。

（６）共済組合

外国人研究員は、採用と同時に共済組合の組合員となる。組合員は年齢に関係なく、健康保険、介護保険（４０～６４歳の者)、共済年金の掛金を毎月の給与より支払わなくてはならない。また帰国の際定められた手続きを行うことにより、脱退一時金が返還される。

（７）旅　費

A. 招へい旅費

招へい旅費は、最も安価な旅程およびその目的を満たした上で、定められた日当とともに船賃または航空賃のいずれかを支給する。実際の旅費は、出入国税と同様に、予防注射料・旅券費・査証料・外貨換算料が旅行雑費として支給が認められる。支払われる旅費については、日当を除いた経費に係る証拠書類（航空券・その他様々な料金等の領収書）の提出が必要である。また同伴家族に係る旅費は支給されない。

B. 帰国旅費

帰国旅費は、雇用期間を完全に終了した場合に支給される。支給の条件は招へい旅費と同様とする。

（８）査　証

以下は資格申請に必要な書類である。

１）　旅券のコピー
２）　在留資格認定証明書交付申請書
３）　写真１枚

送付された在留資格認定証明書に基づき、最寄りの日本領事館において適切な査証が発行される。

（９）招へいの手続き等

A. 提出書類

１）　履歴書
２）　学位証明書

B. 学長よりの招へい状および雇用契約

正式な招へい状は学長より送付される。この招へい状には、招へいの条件として主に身分・研究題目・招へい期間・給与および旅費が記される。

外国人研究員は招へいによる着任のため大学に到着後、まず学長との間で雇用契約を締結する。契約内容は、主に招へい状に示された雇用条件とする。正式な契約書は日本語の原本並びにその英語訳、各々２部とする。大学がその両方各１部を、外国人研究員も同様に所持することとする。